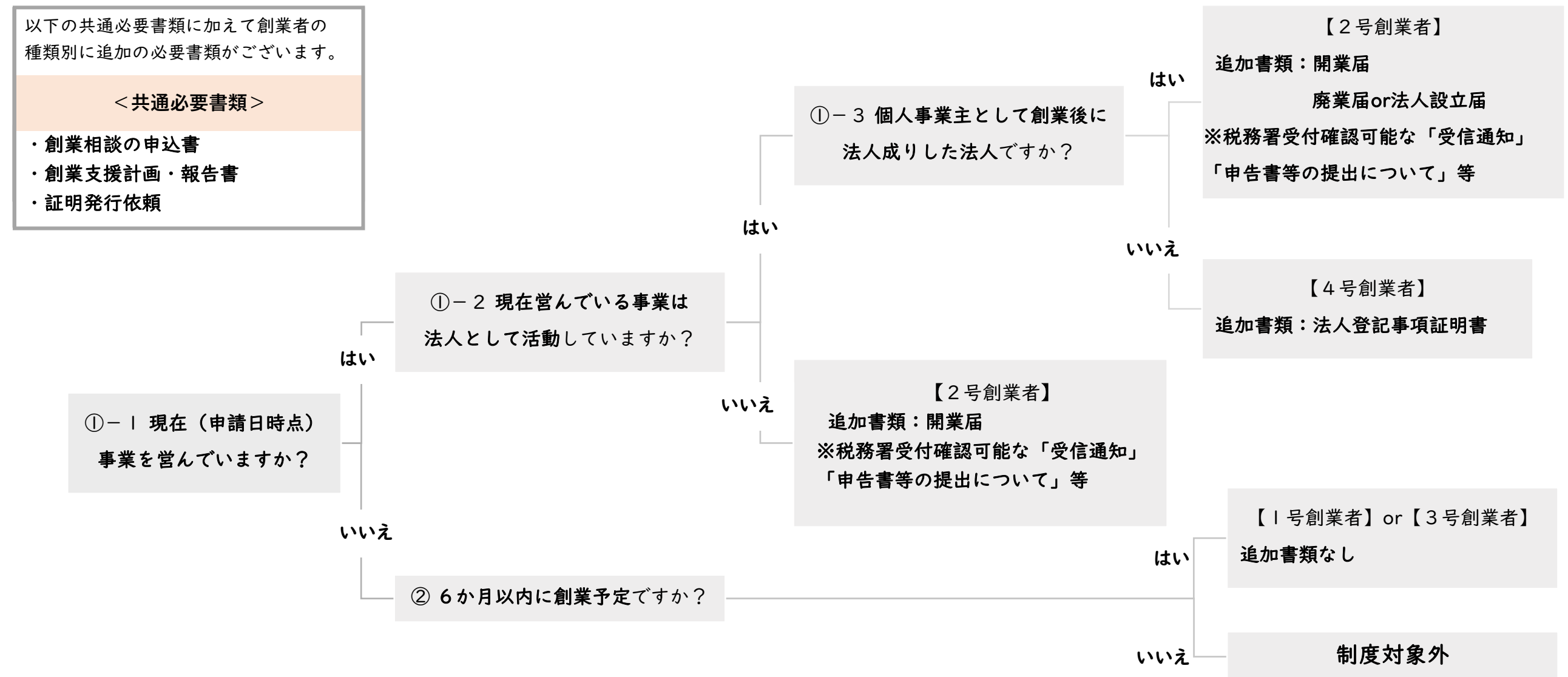




※開業届、廃業届、法人設立届は、税務署の受付印、税務署発行の紙「申告書等の提出について」またはe-Taxの受信通知（メール詳細と記載された書面など）が必要

※現在、個人事業主または法人として事業を営んでおり、現在営んでいる事業の廃業等を行わないまま、新たに個人事業主または法人を開始する場合は制度対象外

特定創業支援制度に係る各種支援制度

- ①会社の登録免許税の減免 資本金の0.7%が0.35%に減額（株式会社の最低税額15万円の場合：7.5万円）
- ②大阪府制度融資「開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）」に係る創業関連保証の特例（事業開始6か月前から無担保・第三者保証なしの創業関連保証の利用が可能）
- ③日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ
- ④「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（創業・起業）
- ⑤小規模事業者持続化補助金（創業枠）

※創業地の自治体と証明書発行自治体が異なる場合は、使える支援制度が減少します。詳しくは裏面のとおり

※各制度支援元の利用要件等を満たす必要があります。本証明書は、各制度の利用及び優遇措置を受けることを保証するものではありません。

■創業地及び証明書発行自治体別支援制度

		創業地	
		岸和田市	岸和田市以外
特定創業の証明書発行自治体	岸和田市	①【国】会社の登録免許税の減免 ②【府】創業関連保証の特例 ③【国金】新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ ④【市】「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（創業・起業） ⑤【会議所】小規模事業者持続化補助金（創業枠）	②【府】創業関連保証の特例 ⑤【会議所】小規模事業者持続化補助金（創業枠）
	岸和田市以外	②【府】創業関連保証の特例 ⑤【会議所】小規模事業者持続化補助金（創業枠）	

※創業地の自治体と証明書発行自治体が異なる場合は、①③④の支援制度はご利用いただけません。

※各支援制度について、別途審査がございます。

■创业者の種類

1号创业者	個人事業主として創業しようとしている未創業の個人（開業届等の手続きはまだ行っていない）
2号创业者	創業後5年未満個人事業主 or 5年以内に個人事業主として創業し法人成りした法人
3号创业者	法人として創業しようとしている未創業の個人（法人設立の手続きはまだ行っていない）
4号创业者	創業後5年未満の法人

※現在、個人事業主または法人として事業を営んでおり、現在営んでいる事業の廃業等を行わないまま、新たに個人事業主または法人を開始する場合は制度対象外